

令和7年9月11日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年9月2日付けの「第2次土壌ボーリング調査の調査報告書及び除染対策工事概要書の送付に係る意見及び要請書の回答に対する質問書（その3）」と題する文書に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

記

- 1 7/31付け「ご回答」1に対する再質問の回答（8/25付け）に対する質問へのご回答

ご要請いただきました説明会については、従前ご回答申し上げましたとおり、開催の予定はございません。また、その余のご質問につきましては、ご回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。

- 2 7/31付け「ご回答」3に対する再質問の回答（8/25付け）に対する質問へのご回答

ご回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答を差し控えさせていただきます。なお、「人権を無視しているか否か、貴代理人弁護士らの回答を求める」とのご質問をいただきましたが、株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、人権を無視しているとの認識はございません。

- 3 第4項記載の面談要請及び質問へのご回答

面談のご要請については、既にご回答申し上げましたとおり、現在までの状況を総合的に勘案した結果、当方としては、その必要性がないものと思料しておりますので、応じることはできません。

また、受任通知において、書面によるご連絡をお願いいたしました理由は、当方としては、株式会社F Jネクストと近隣住民の皆様とのお話し合いに関するこれまでの経緯に鑑み、近隣住民の皆様との本件に関するご連絡の方法は、書面によることが適切であるものと思料するためです。

以 上